

あなたの市・県民税が変わります。

各地方団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の市・県民税へ約3兆円の税源移譲が行われます。「あるべき税制」に沿った制度設計の見直しのため、みなさんが納めている市・県民税が大きく変わりつつあります。

現在、国では「国から地方

に」「地方でできることは地方に」を基本方針として、三位一体の改革（国庫補助金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直し）が行われています。

その一環としての本格的な「税源移譲」と合わせ、「あるべき税制」の構築のため、個人所得課税に関しては、現在の社会情勢に沿って次のような税制改正が行われ、平成18年度の市県民税からその影響が反映されています。主な改正点は次のとおりです。

りです。

◆定率減税の引き下げ（次の率を税額控除する制度で平成19年度分から廃止）

現行 住民税所得割額の15%（4万円が上限）

改正後 住民税所得割額の7.5%（2万円が上限）

◆65歳以上の者に係る非課税措置の廃止（19年度まで3年間で段階的に廃止）

また、平成16年度の地方税制

改正においては、
◆老年者控除の廃止（48万円）
◆公的年金等控除の上乗せ措置の廃止（控除額140万円が120万円に引き下げ）

つまり、平成18年度に前記4項目の改正が同時に適用することとなり、そのため今年6月に届いた市民税の納付書を手にした特に65歳以上の方々は、前年度と比べてその増額幅に驚かれたことと思います。

また、市民からは「合併して市になったから変わったの？」「市になると税金が高くなるの？」などといった内容の問い合わせが寄せられました。世代間および世代内の税負担の公平の確保や、一人ひとりが安心して暮らせる社会福祉の構築を趣旨とした全国統一の税制改正についてのご理解をお願いします。

農業所得標準の適用が廃止になります

平成19年1月から記帳が必要に

平成19年分の申告（平成20年2月～3月）から農業所得について標準の適用が廃止となり、すべての農家が収支計算による申告になります。収支計算に移行することによって、農家の方が自身が実際の収入、支出の把握をしなければなりません。そのため平成19年1月からは領収書を保存し記帳する必要があります。

収支計算とは、収入金額から水稲などの生産に要した経費を差し引くことにより算出される計算方法です。これまでは、一律に経費率を収入金額に乗じて算出していた所得をこれからは肥料代、種子代などを項目ごとに分類し経費として所得金額を算出します。このため必ず領収書を保存し帳簿をつける必要があります。領収書等がない場合には、申告の時に経費として認められない場合があります。

平成19年度から本格化

平成19年度からは三位一体改革による国からの税源移譲が本格化します。

定率減税の廃止や3段階の税率構造になっていたものが、一律10%となるなど、納税者すべての方が対象とされ、市・県民税が大きく変わることになります。

Q どう変わるの？

A 市・県民税所得割の税率が10%に統一されます。

市・県民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。

これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。

なお、この改正は平成19年6月徴収分から適用されます。

《平成18年度分まで》

所得税	課税所得	税率
所得税	～ 330万円	10%
	330万円～ 900万円	20%
	900万円～ 1,800万円	30%
	1,800万円～	37%

《平成19年度分から》

所得税	課税所得	税率
所得税	～ 195万円	5%
	195万円～ 330万円	10%
	330万円～ 695万円	20%
	695万円～ 900万円	23%
	900万円～ 1,800万円	33%
1,800万円	40%	

個人住民税（市・県民税の合計税率）	
課税所得	税率
～ 200万円	5%
200万円～ 700万円	10%
700万円～	13%

個人住民税（市・県民税の合計税率）	
課税所得	税率
～	一律 10%

Q 税負担は増える？減る？

A ご安心ください。税源移譲によって市・県民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。市・県民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税（所得税）の税率

構造も見直され、また、同時に人的控除の差に対応した減額措置なども講じられました。これらの措置により、次の例に示すとおり税源移譲の前後で「市・県民税+所得税」の負担は変わりません。

◇独身者の場合

《平成18年度分まで》

給与収入	税源移譲前（単位：円）		
	所得税	市・県民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000

《平成19年度分から》

給与収入	税源移譲前（単位：円）			増減額
	所得税	市・県民税	合計	
300万円	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	160,500	260,500	421,000	0円
700万円	376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	868,500	650,500	1,519,000	0円

◇夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）		
	所得税	市・県民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000

給与収入	税源移譲前（単位：円）			増減額
	所得税	市・県民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0円
500万円	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	590,500	539,500	1,130,000	0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族（16歳～22歳までの扶養者）に該当するものとして計算しています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることに留意ください。